

「まち・ひと・しごと創生会議の開催について」の一部改正について

〔令和 2 年 11 月 27 日  
まち・ひと・しごと創生本部決定〕

まち・ひと・しごと創生会議の開催について（平成26年12月19日まち・ひと・しごと創生本部決定）の一部を次のように改正する。

第2項中「議長 内閣総理大臣」を「議長 まち・ひと・しごと創生担当大臣」に改め、「副議長 まち・ひと・しごと創生担当大臣、内閣官房長官」を削り、「構成員 内閣総理大臣が指名する国務大臣並びに人口急減・超高齢化への対応及び各地域の特徴を活かした自律的で持続的な社会の創生に関し優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が指名する者」を「構成員 議長が指名する国務大臣並びに人口急減・超高齢化への対応及び各地域の特徴を活かした自律的で持続的な社会の創生に関し優れた識見を有する者のうちから議長が指名する者」に改める。

第3項中「内閣総理大臣」を「議長」に改める。